

## 第47回産業統計部会議事録

1 日 時 平成27年2月25日(水) 10:00~12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 川崎茂、野呂順一

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：池本参事官補佐

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 皆様、おはようございます。

まだ少し早いのですが、全員お見えのようなので、部会を始めさせていただきます。

ただ今から、第47回の「産業統計部会」を開催いたします。

私は、統計委員会の委員でこの部会の部会長を務めさせていただきます、西郷と申します。よろしくお願いいたします。

委員、審議協力者の皆様には、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

今回の審議案件は、2月19日の第84回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問された「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」をお諮りいただきます。

今回の部会で審議をお願いいたします委員につきましては、お手元の配布資料の参考3にありますので、御参照ください。

今日は、初回の部会となりますので、名簿の順に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

私は、先ほど御紹介させていただきましたけれども、座長を務めます、西郷と申します。よろしくお願いいたします。

川崎委員から、よろしくお願いいたします。

○川崎委員 統計委員会の委員を務めております、川崎と申します。よろしくお願いいたします。

○野呂委員 野呂でございます。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 審議協力者の方にもよろしくお願いいたします。

こちらの財務省から、よろしくお願いいたします。

○藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原です。どうぞよろしくお願ひします。

○渡邊厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課長補佐 厚生労働省の渡邊と申します。よろしくお願ひします。

○粉川農林水産省統計部統計企画管理官付調査第二係 代理で参りました、農林水産省の粉川と申します。よろしくお願ひします。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省調査統計グループの平野と申します。よろしくお願ひします。

○平野国土交通省総合政策局情報政策課長補佐 国土交通省の平野と申します。よろしくお願ひします。

○西郷部会長 統計委員会担当室からもお願ひします。

○池本内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官補佐 内閣府統計委員会担当室の清水の代理で参りました、池本と申します。よろしくお願ひします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 同じく事務局をしております総務省政策統括官室統計審査官をしております、山田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 同じく、統計審査官室の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく、統計審査官室の川原と申します。よろしくお願ひいたします。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 同じく、統計審査官室の最上と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○西郷部会長 実施部局もよろしくお願ひいたします。

○富田資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 経済産業省資源エネルギー庁の富田でございます。本日は、よろしくお願ひします。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 同じく、資源エネルギー庁総合政策課の横尾でございます。本日は、御審議をよろしくお願ひいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省調査統計グループの秦でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○野中経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室企画調整一係長 同じく、野中と申します。よろしくお願ひします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

部会に入ってまいりたいと思ひますが、本日の部会は、12時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては予定時間を若干過ぎる場合もあります。

その場合、既に御予定の委員におかれましては、御自由に御退席いただいて構ひません。

続きまして、審議の方法について御了解を得ておきたいと思ひます。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められておまして、その点に関しまして総務省統計審査官室がその基準に即して事前に審査した結果として、資料3の審査メモが準備されております。

本日の部会におきましては、基本的にこの審査メモに沿って審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本格的な審議に入ります前に、本日の配布資料や今後のスケジュールなどについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 御説明申し上げます。

本日の配布資料と致しましては、議事次第にありますとおり、資料1～4、参考資料と致しまして参考1～4をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。不足等がありましたら、お申し出いただければと思います。

全体の審議スケジュールにつきましては、参考4を御覧いただければと思います。

本日の部会を含めまして、2回の部会の審議を予定しております。平成27年3月、来月の統計委員会で答申を頂きたいと考えているところです。

第1回目の本日の部会につきましては、事務局が諮問の概要を説明いたしました後、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画等を御説明させていただきます。その後、審査メモに即した審議をお願いしたいと考えております。

第2回目の部会ですが、3月10日を予定しています。本日の部会におきまして、宿題等、次回に持ち越しとなった案件がありましたら、まず、その回答をしていただき、それらの審議が終わりした後、答申案を御審議いただき、取りまとめをしたいと考えています。

なお、審議の進行状況を踏まえまして、予備日として設定した3月16日に第3回目の部会を開催することもあり得るかと考えております。その際、場合によりましては、3月23日の統計委員会までに間に合わない場合には、4月の統計委員会で答申を頂く可能性もあるかと考えているところです。

部会での審議の進め方と致しましては、最初に事務局から審査メモの内容や論点について御説明し、その後、経済産業省から補足の説明や論点に対する回答の御説明をしていただきたいと思いますと考えております。それを受けて、皆様に御審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として統計法で示されている3つの観点、つまり、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、他の期間統計調査との重複の範囲の合理性の観点を中心に御審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

早速、審議に入らせていただきたいと思います。

まず、総務省の統計審査官室から、経済産業省特定業種石油等消費統計調査、通称、石消と呼んでおりますけれども、石消の変更について、諮問の概要を御説明いただき、引き

続いて調査実施者である経済産業省から補足説明をお願いいたします。

まず、諮問の概要につきまして、総務省の佐藤企画官から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明いたします。

資料1、4ページの「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の概要」を御覧いただければと思います。

まず、調査の目的ですが、本調査は、我が国工業、特に製造業における石油等の消費の動態を明らかにしまして、関連する施策等の基礎資料を得ることを目的として、昭和56年1月から毎月実施されているものです。

次に、本調査の調査対象は、エネルギー消費の大きい製造業でありまして、パルプ・紙など、ここに掲げている9つの特定業種の工業品を生産する事業所であり、約1,500事業所が対象となっております。

調査事項としましては、燃料の受入量や消費量などあるいは電力の購入量、消費量などがあり、本調査は調査対象の特定業種別に9種類の調査票から構成されております。

本調査は、毎月末現在で郵送又はオンラインにより実施されておりました、調査組織、いわゆる調査系統としましては、業種によって経済産業局経由又は経済産業省本省直轄で実施しております。

結果の公表についてですが、各調査票から把握いたしました事項を、業種別、生産部門別などの集計表を作成しまして、月報あるいは年報としてそれぞれ公表しております。

結果の利活用についてですが、総合エネルギー統計を作成するに当たっての基礎資料として、また、地球温暖化対策、省エネルギー対策等に関する施策の基礎資料として、多方面に活用されております。

5ページ、まず、今回の変更の背景についてですが、いわゆる第Ⅱ期基本計画において「エネルギーに関する統計について体系的な整備に取り組むこと」が求められていることです。あとは、明示的に記載しておりませんが、第Ⅱ期基本計画を踏まえての調査業務における民間事業者の活用といったこともあります。

こういったことを受けての今回の変更内容についてですが、2つありまして、1つ目は、本調査の調査実施課室について、現行の大臣官房調査統計グループから資源エネルギー庁に変更することです。

2つ目は、調査組織の変更で、先ほども触れましたけれども、現行は業種によって経済産業局経由又は経済産業省直轄という形でそれぞれ実施しておりますが、これにつきまして、経済産業局経由という調査系統を廃止しまして、他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している経済産業省の資源エネルギー庁直轄に一元化した上で、民間事業者に調査業務を委託する形に変更するものです。

一番下のその他の2つにつきましては、恐れ入りますが、お戻りいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。

2の「（2）調査対象の範囲」のアですが、調査票第7号（鉄鋼）の調査対象の記述の

変更についてです。

これまで、調査計画の記載上は「鉄鋼」を生産品目とする全ての事業所が調査対象の範囲とされておりましたが、調査の実態に合わせて、図1のとおり、各種生産品目を生産する事業所に変更します。

これにつきましては、2ページの上の説明のところにありますように、調査対象の範囲については、調査実施者が昭和56年の調査実施当初から定義しているものですが、実際に調査を実施した範囲よりも広く設定されていたことから、今回、調査の実態に合わせて、より正確な記述に改めるものです。

次に、イですが、経済産業省生産動態統計調査の表現ぶりに合わせまして、図2のとおり、調査計画（別表）において、下線部のところですが、生産品目では機械工業で「関連装置」を「情報端末」に変更し、また、調査の範囲では「従業者」を「従事者」にそれぞれ表記を変更するものです。

「3 審議すべき重点事項」ですが、御審議をお願いしたい事項について整理しています。

3点あります。

1点目は、「（1）報告を求めるために用いる方法の変更について」です。

今回、調査組織の変更を行うこととしておりまして、当該見直し内容が第Ⅱ期基本計画において求められているエネルギーに関する統計についての体系的な整備等に資するものとなっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

併せて、民間事業者に調査業務を委託するとしていることから、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点について、御審議いただきたいと考えております。

2点目は、「（2）調査対象の範囲の変更について」です。

今回の変更内容が適当なものとなっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

3ページですが、3点目は「（3）統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における『今後の課題』への対応状況について」です。

2つありまして、1つ目の「ア 地域別等の結果の公表」についてですが、平成14年の変更により提供されなくなる地域別等の結果につきましては、所要の対応を講じた上で「石油等消費動態統計年報」で公表する必要があることが指摘されております。

2つ目の「イ 定期報告を活用した統計の作成」についてですが、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」におきまして、年1回の定期報告を義務付けておりますが、この当該定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があることが指摘されております。

これらの検討課題として指摘された事項に関し、調査実施者である経済産業省における対応状況の適否等について御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

調査実施者である鉱工業動態統計室の室長であります、秦室長から補足説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 私から、そもそもこの調査は過去にどのような変更を行ってきたのか、エネルギー消費に関する統計の中でどのような位置付けなのかというところを少し御説明させていただきたいと思っております。

参考1を御覧いただきたいと思えます。前回の統計審議会答申、平成14年8月9日に頂いたものです。その中で石油等消費統計調査に関する改正内容を整理したものが、この参考1になります。

この時点では、年1回の構造統計調査、毎月の動態統計調査を実施しておりました。

構造統計調査は、資料の中ほどにありますように、商業の卸売・小売業のうち主に大型店を、更に、製造業については、従業者30人以上を対象に、12月末現在で実施していたものです。

平成14年の変更内容につきましては、1点目がこの構造統計調査の中止、2点目が調査名称の変更、3点目が動態統計調査の一部変更です。

まず、構造統計調査の中止については、資料にありますように、その理由は、鉱工業指数の原材料関係の指数を作っておりましたが、平成12年に廃止されました。それまで構造統計の利用はこの指数の推計にも使われていましたので、そのような意味で、この廃止に伴って行政ニーズが低下したことが1点目です。

それから、構造統計よりも動態統計の公表が早いものですから、動態統計の方が広く利用されていたことも構造統計を廃止した理由の一つです。

2点目が調査名称の変更です。構造統計調査の中止に伴いまして、動態統計調査のみが残ったことから、調査対象範囲が製造業に絞られ、かつ、一部の経済産業省の所管の業種を対象としたもののみが継続となったことで、その内容に合わせた名称変更を行ったということです。

3点目、その他は、動態統計調査について、私どもは、同じ部署で経済産業省生産動態統計調査、これは基幹統計でして、略して生動調査と呼ばせていただきますけれども、こちらとリンクしている部分もありまして、こちらの改正に伴って、石油等消費動態統計調査の一部を変更したものです。

これが、平成14年の調査計画の変更概要です。その後、このような変更は行っておりません。

これが、参考1です。

次に、参考2という資料がお手元にあるかと思えます。

現行の石消調査とは別に、もう一つ、エネルギー消費統計調査がありましてこれは一般統計調査として、資源エネルギー庁が行っている調査です。

この両調査は、ともにエネルギーの消費統計調査ということで関連しておりまして、こ

の2つの関係について御説明をさせていただきます。

まず、エネルギー消費統計調査、エネ消調査と呼ばせていただきますけれども、ここに書いてある太い黒枠でくくってあるところが、基本的には対象です。そのような意味で、産業部門、業務部門といった全業種を網羅している調査です。

一方で、石消調査は、その中の製造業の9業種、しかも規模の大きなところに絞って調査をしているということです。ここでちょうど調査対象が重複するということなのですが、この部分については、石消調査の結果を年度集計して、最終的にエネルギー消費統計に用いている。つまり、石消の対象についてはエネ消調査対象から除外している、重複の是正を行っているということでございます。

公表の時点で、エネ消調査は独自調査の結果を集計・推計をし、公表すると同時に、石消調査の結果も取り込んで合わせた全国計も公表しております。

そのような意味で、両方の調査を合算できるという、調査項目の共通化も図られているということです。

エネ消調査の概要は、下段に参考としてまとめさせていただきました。

目的としては、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費の実態を産業別・都道府県別に把握することにあります。年次調査です。エネルギー種別の消費量などについて、年1回の調査をします。

燃料については、化石燃料以外も対象としております。以外とは、例えば、黒液だとか、廃プラスチックだとか、廃材だとか、そのようなところも含めて対象としておりますし、太陽光発電といった再生可能エネルギーによる発電も対象としているということです。

基本はサンプル調査ですが、平成24年調査では、24年の経済センサス基礎調査の対象名簿をもとに、他でデータを得られるような一般電気事業者のようなところを除いて、業種、規模別に抽出率を設定いたしまして、無作為抽出により調査を実施しております。

ただし、従業者の一定規模以上ということで、製造業でいえば50人以上だとか、製造業以外だと100人以上の事業所については、エネルギー消費が大きいということで、これらについては、全事業所を対象としています。

そのような意味で、調査対象数は約18万という、非常に大きな規模のものです。

この調査結果から、業種、規模ごとに原単位を計算して、全国計を拡大推計している調査でして、調査開始からほぼ業務全般を外部委託により行っている調査です。

以上、参考2についての御説明です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

諮問の内容及びエネルギー関連の統計の背景について、御説明いただきました。

次から審査メモに沿った審議に入りますけれども、その前に、もし全般的なことに關して御質問等がありましたら、今の段階で受け付けますけれども、いかがでしょうか。

それでは、審査メモに沿った審議に入らせていただきたいと思います。

資料3が審査メモですけれども、1ページの「(1)報告を求めるために用いる方法」

について、最初に審議していただきます。

まず、この審査メモの内容に関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明いたします。

1 ページの「（1）報告を求めるために用いる方法」です。調査組織につきまして、従前の経済産業局経由、経済産業省直轄という調査系統につきまして、経済産業省の資源エネルギー庁直轄に一元化する形に変更することについてです。

これについての審査結果ですが、第Ⅱ期基本計画において、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行うことが求められており、このことを踏まえ、経済産業省は他のエネルギー消費に関する統計調査も実施している資源エネルギー庁に変更した上で、民間事業者に調査業務を委託するとしております。

これについては、限られた統計リソースの活用等の観点からおおむね適当であると考えておりますが、エネルギーに関する統計についての体系的な整備に資するものとなっているのか、また、民間事業者の活用の際に留意すべきとされている点を満たすものとなっているか、検討する必要があるのではないかと考えており、現状の確認を含め、幾つかの論点を整理しています。

論点は、①と②と2つに分けています。

2 ページ、まず、＜① 調査組織（調査系統）の変更関係＞です。

4 つの論点を整理しています。

1 つ目は、現在の調査系統が調査対象によって2系統となっている理由は何か。特に、地方支分部局である経済産業局の役割は何か。また、今回の変更で、地方支分部局経由の調査系統を廃止することは問題ないか。

2 つ目です。本調査の民間委託に当たって、第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている、①統計の品質の維持・向上などについて、どのような対応を考えているのか。さらに、民間委託を前提として、事務作業等を的確に実施する観点から、工夫等を行っていることはないか。

3 つ目です。現在の調査の実施スケジュールは、どのようになっているのか。また、今回の変更案において、地方支分局経由の調査を廃止し、かつ、民間事業者を活用することとしている中、調査の実施スケジュールはどのようになるのか。また、月次調査の即時性の観点から、公表の早期化の余地はあるか。

4 つ目です。調査実施部局を「資源エネルギー庁」に変更する理由は何か。また、具体的にどのようなメリットが期待できるのか。特に、第Ⅱ期基本計画における指摘事項との関係で、今回の変更は、他のエネルギー消費に関する統計との関係で、どのような位置付けや意味合い等を有することになるのかです。

次に、＜② 第Ⅱ期基本計画に係る今後の展開関係＞の論点につきまして御説明いたします。

第Ⅱ期基本計画では、平成26年度から、エネルギー消費統計については、総合エネルギー



一統計の組込みに向けて引き続きデータの精緻化を図るための検討を行い、当該検討結果を踏まえ、平成29年度末までにエネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について結論を得ることとされております。

当該指摘事項に対応するため、平成26年度はどのような検討を行っているのか。また、今後、どのような対応をしていくこととしているのか。有識者等から構成される研究会等の活用を考えているのか。さらに、平成29年度末に向けた今後の検討スケジュールはどのように想定しているのか。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

調査実施者からの御説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 説明は資料4で、今の審議メモに対しまして、私どもの回答を整理させていただいたものがございます。

それで御説明いたしますと、私ども調査統計グループと資源エネルギー庁でそれぞれ担当がありますので、回答を分けて御説明させていただきます。

資料4の2ページ目にあります1番目、調査組織の変更関係です。

調査系統が2系統になっている理由は何か、地方支分部局経由の調査系統を廃止することに問題はないのかということです。

回答に沿って、補足しながら御説明させていただきます。

資料4の別添1を御覧いただければと思います。

左側に石消調査の調査票ごとの対象、経由区分、右側にそれに対応する生動調査を対比させたものです。

基本的には、石消調査の経由区分は、御覧いただけるように、生動調査のそれに準じております。

経由区分は、石消調査でいえば、経済産業局経由と経済産業省直送の2つに分けられておりまして、大まかに言って、対象事業所は、中規模の場合には局経由、大規模の事業所については本省直送と分けて調査を実施しています。この2つの調査を対比していただければ、ほぼ同じ経由となります。

一方で、局の廃止については、私ども統計部局、本省だけではなくて局も相当な人的資源の削減ということで、基本的には、局における業務は調査票の配布・回収のみと断言していいと思っております。

これらの業務につきましては、今後は民間事業者に委託することを想定しておりますので、局の系統を廃止することに関しては、特段問題はないと考えています。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 資源エネルギー庁です。当庁担当部分ですので、資源エネルギー庁から御回答させていただきます。

2つ目の論点ですけれども、民間委託に当たっては、第Ⅱ期基本計画において留意する必要があるとされている点、これらについての対応をどのように考えているのかというこ

とです。

同じく、今、用いました資料4の回答部分を御覧ください。

民間事業者に委託するに当たっては、業務内容や審査方法等のノウハウの十分な伝達が重要となると考えております。

そこで、ノウハウの伝達に資する正確で理解しやすい業務マニュアル、審査マニュアル等を作成いたしまして、これを民間事業者に提供して、十分に説明をするとともに、民間事業者からの相談に対しましても、きめ細かく対応するなど、業務全体が適切かつ円滑に行われるよう、十分なサポートをしてまいりたいと考えております。

また、業務移管後は、私どもの知識が浅いこともありまして、当分の間は資源エネルギー庁と調査統計グループとが綿密な連絡体制を築きまして、その都度、逐次相談しながら民間事業者の指導に当たってまいりたいと考えております。

そこに書いております4つの留意点です。順番に御説明申し上げます。

初めに、「①統計の品質の維持・向上」です。

こちらの点につきましては、結果精度に大きな影響を与える集計作業につきましては、毎月公表前に国主催のもと、私ども資源エネルギー庁が審査会を開き、慎重に検討することにより統計の品質の維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、事業者が集計した結果につきまして、例えば、対前月比などの過去のトレンドに照らして合理的な値となっているか。それから、集計事項間には相関関係があるものもありますので、相関関係が見られるものにつきましては、妥当な関係を保っているかなどについて確認をしていきたい。その他、細部にわたるまで公表にふさわしいとりまとめであるかを確認してまいりたいと考えております。

続きまして、「②報告者の秘密保護」です。

個人情報の集まりを扱っているものですから、この点につきましては、非常に厳重に管理しないといけないと考えております。

本業務に係る仕様書に、情報セキュリティー上、安全に隔離された作業場所の確保、コンピューターウイルス対策等、コンピューター端末に係るセキュリティー対策の徹底などの情報保護環境整備についてしっかりと明記するとともに、受注した事業者には、情報セキュリティー規程を速やかに作成してくださいということをお願いして、提出させることと考えております。

本業務に携わる全ての者に対し、守秘義務の周知徹底を図るよう受注事業者には十分説明をし、理解していただき、そのような指導をさせていただきたいと思っております。

続きまして、「③信頼性の確保」です。

このたび、所管部署が変わることもあり、この点につきましては、1つには資源エネルギー庁長官名による調査協力依頼文の発出をしてまいります。それから、調査票、記入要領、送信・返信用封筒があります。

民間事業者に委託することになりますと、この辺は事務局という名前で発出されること

にはなるのですけれども、そこには並びで調査実施官署名、すなわち、資源エネルギー庁という名称は確実に掲載していきたいと思っております。

引き続き国が実施する統計調査である旨はしっかり表明していく必要があると思っておりますので、こういったことを通して本調査の信用度の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「④民間事業者の履行能力の確保」です。

まず、仕様書に、セキュリティ対策上、求める事項をしっかりと書く。それから、個々の月例業務の具体的な処理事項、処理手順、処理上の注意点など、業務上、必要な観点を漏れなく明記した上で入札を総合評価落札方式にすることにより、価格だけではなくて能力面を重視して評定をし、応札した事業者の業務遂行能力を十分に評定して選定してまいりたいと考えております。

また、事務作業を的確に実施する観点から工夫を行っている点はあるかということですが、審査・集計業務には、現行と同じ手法を用いて行うことで、安定的に業務を遂行していける環境を確保していくこととしております。現行と同じ手法と申しますのは、同じ審査・集計システムを利用して行っていくことが中心になります。

なお、現在、当省において民間委託を活用しているものとして、月次で行っている基幹統計調査には「石油製品需給動態統計調査」があります。その他にも、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて民間委託により実施しているものとして、こちらは基幹統計調査ですが、「経済産業省企業活動基本調査」があります。

最後に、私どもの部署ですが、移管先である資源エネルギー庁総合政策課は、既に民間委託によりまして「エネルギー消費統計調査」という一般統計調査を行っておりまして、平成19年度実績を平成20年に調べた調査開始当初から毎年実施しておりまして、民間事業者を活用した調査のノウハウは持ち合わせているつもりです。

以上のことから、本調査におきましてもこうしたノウハウの活用を十分にしていまいりたいと考えております。

以上です。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 次の3番目の論点です。

現在の調査の実施スケジュール、公表の早期化の余地はあるかという論点です。

これにつきましては、別添2の資料を御覧いただきたいと思いますが、ここに現行の調査スケジュールが書いてあります。

調査内容としては、平成26年1月分を想定したものです。

左側に業務の流れで、真ん中にもう少し詳細に実際にどのようなことをやっているのかということが書かれています。

上から簡単に御説明させていただきますと、「A. 調査票等の配布」については、調査関係書類の作成は全て私ども本省で行っております。前年8月ぐらいから作成業務を始めまして、12月に、本省、局それぞれの担当事業所へ1年分をまとめて配布するというもの

です。

「B. 調査票の回収」は、紙調査票、オンライン提出ともに現行の法定の提出期日は、局へは翌月10日、本省へは、事業所が15日、局から本省へも15日となっています。この提出期日以降にそれぞれ督促を行うこととなります。

「C. 調査票の受付・審査・集計」です。オンライン提出、紙提出ともに個票審査を行って、必要に応じて疑義照会、個票修正を行う。これと並行して、未提出事業所については、電話により提出督促を行う。翌々月の上旬まで十分督促をすることで統計精度の維持に努めているところです。

「D. 調査結果の公表」につきましては、翌々月の10日ごろに、データ確定を行い、公表資料の作成、14日にホームページでの公表です。この間、調査期日である1月末から数えて45日ぐらいでの公表ということで努めています。

今回の変更では、局経由の事業所の提出期日は、今まで翌月10日だったのですが、調査組織が統一化され、15日に変更されることで、若干、報告者の負担軽減につながりますけれども、それ以外のスケジュールは計画変更後もおおむね同様と考えています。

公表の早期化に関しては、今、御説明したような、かなりタイトなスケジュールで行っておりますし、調査実施体制でありますとか、民間事業者の活用、今回、調査の実施環境が変更されるタイミングにおきましては、まずはこれまでと同等の統計精度を担保できるスケジュールの設定が大前提かと思っております。

一方で、当省としても月次調査を少しでも早く公表という重要性は十分に承知しているところでありますけれども、民間事業者を活用した場合でのこの調査の実査ノウハウが蓄積された際には、改善できる点がないかということ十分に検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 4番目の論点です。

実施部局を「資源エネルギー庁」に変更する理由は何か、また、どのようなメリットが期待できるのか、エネルギーに関する統計についての体系的な整備との関係で、現在、実施している他のエネルギー消費に関する統計との関係で、どのような意味合いを有することとなるのかという論点です。

お答え申し上げます。

資源エネルギー庁では、我が国全体のエネルギー需給の実態を定量的に明らかにする「総合エネルギー統計」を作成しております。

「総合エネルギー統計」は、エネルギー政策の立案やその効果の検証に資するとともに、国際エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告や、国連への温室効果ガス排出量の報告のための元データを提供する、極めて重要な統計です。本調査すなわち「石油等消費動態統計調査」は、この「総合エネルギー統計」を作成する上で欠くことのできない重要な構成要素、基礎データとして活用されております。

ここで、第Ⅱ期基本計画において資源エネルギー庁がエネルギーに関する統計についての体系的な整備を行うことを求められていることを踏まえ、資源エネルギー庁で既に所掌しております一般統計調査である「エネルギー消費統計調査」ですが、これに加えて、本調査、「石油等消費動態統計調査」を併せて所掌いたしますことは、エネルギーを取り巻く諸情勢や統計ニーズの変化を的確に捉えた機動的な調査を実施することを可能にするとともに、前述の体系整備を進める上でも望ましい体制となると考えており、今回、所管替えすることと致しました。

恐縮ですが、別添3を御覧いただきたいのですが、ただ今総合エネルギー統計という言葉を使わせていただきましたので、総合エネルギー統計のイメージをそちらで御理解いただきたいと思っております。

総合エネルギー統計は、実はこのような1枚紙ではなく、極めて膨大なテーブルででき上がってしまっていて、そのものの一部抜粋となっても分かりにくいと思われましたので、イメージ図で御説明いたします。

この図は、まず、縦に左側で一次エネルギー供給という項目、エネルギー転換という項目、最終エネルギー消費という3項目で分かれています。

上の帯ですけれども、横に11種のエネルギー種が書いてあります。石炭、石炭製品、原油といきまして、最後の熱まであります。プリントアウトの関係で文字が出ていないところがありまして、真ん中ほどに「再生可能」とだけありますが、これは「再生可能・未活用エネルギー」という項目です。その隣も少し欠けておりまして、「事業用水力」とありますが、「事業用水力発電」であります。こちらの11項目のクロス集計になります。

一次エネルギー供給は、要するに、我が国に供給されたエネルギーの総量ですが、厳密には、在庫増減でありますとか、輸出でありますとかがありますので、正の要因、負の要因とがあります。実質的なエネルギー供給量、可処分エネルギー供給量みたいなイメージのものであります。

エネルギー転換は、エネルギー源を発電などの他のエネルギーに変更するために消費する部門、ステージです。

最終エネルギー消費は、文字どおりでして、各部門でエネルギーとして消費した総量になります。

この図の見方ですけれども、これは加工統計でして、一次統計の集まりですから、様々な統計をインプットしております。横に伸びた帯がそれぞれの燃料種のデータをカバーしていることになります。

縦に線だけで表しているものがあって、ガス事業統計とか、電力調査統計とか、熱供給事業便覧とあるので、横の帯と縦の帯がクロスしたところは、両者が補完し合わないデータが完成しないということで、補完して完成させる領域になります。

先ほど説明させていただいたポイントは、「石油等消費動態統計」という黄緑色の帯、最終エネルギー消費の製造業のパルプ以下の項目、「他業種・中小製造業」という青い帯

の前までの領域をカバーしているものです。

こちらは、石油等消費動態統計調査の調査結果を利用いたしまして集計をしております。

総合エネルギー統計は、簡単ではありますが、こういった形になっております。

最終エネルギー消費は、固定の区分がありまして、産業部門、民生部門、運輸部門とあるのですが、別の視点で、一番下に最終エネルギー用途消費と非エネルギー利用があるのですが、これは最終エネルギー消費の内訳を説明するものですが、産業、民生、運輸といった区分からの見方ではなくて、最終エネルギー用途消費はエネルギー源として直接消費されたもので、非エネルギー利用はエネルギー以外の目的に使ったものということで、最終エネルギー消費の内訳を示している、別段扱いにして、別の観点から作られている集計事項です。

簡単ではありますが、別添3の御説明とさせていただきます。

○西郷部会長 少し長いですが、②も続けて御説明をお願いいたします。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 続きまして、<② 第Ⅱ期基本計画に係る今後の展開関係>です。

第Ⅱ期基本計画では、平成26年度から、エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計の組込みに向けて引き続きデータの精緻化を図るための検討を行い、当該検討結果を踏まえて、平成29年度までに、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について結論を得ることとされております。平成26年度はどのような検討を行っているのか、また、今後、どのような対応をしていくこととしているのか、さらに、平成29年度末に向けた今後の検討スケジュールをどのように想定しているのかという論点について、お答えを申し上げます。

5 ページ、第Ⅱ期基本計画にあるデータの精緻化につきましては、平成24年度の4回の有識者検討会、続く平成25年度の3回の有識者検討会により、エネルギー消費統計の更なる改善手法について検討してまいりました。

当省におきましてその手法の有効性を判断した結果、結果精度の向上に有効であると確認できた、エネルギー消費量の未回答箇所に対する補完手法の向上やエネルギー消費統計のデータ分布構造に適した外れ値排除手法の適用などについて、順次、調査に反映させており、検討会において総合エネルギー統計に組み込む上での諸課題については、有効な改善が進んでいるという一定の評価を頂きました。

こういった、これまでの検討結果を踏まえまして、平成26年度におきましては、更なる改善の可能性を検討するために、3回にわたり有識者を交えた検討会を開きまして、時系列で見た時の数値の振れの安定化ですとか、燃料種別ごとに見られる標本誤差の低減化、より適正な標本設計を目指した層区分の見直しに向けた検討等を行いました。

今後の対応と致しましては、一次統計として更なる精緻化と、サンプル数の増加を抑えた、より適正な標本設計方法の確立の両立を基本方針と致しまして、今回の検討結果から導き出された上記各手法の具体的な適用に向けまして、技術的な詰めを行ってまいりたい

と思っております。

そのためには、引き続き検討会の場を設けまして、主に統計理論、統計実務に精通した有識者の御知見を活用いたしまして、詳細かつ技術的な対応策をまとめてまいりたいと考えております。

このように、まずは一次統計としてのエネルギー消費統計の精緻化を着実に進めまして、さらにこれを総合エネルギー統計に組み込むことにより、エネルギー統計体系の整備を着実に進めてまいりたいと思っております。

さらに、エネルギー消費統計を組み込んだ総合エネルギー統計の精度等を検証しつつ、基幹統計としてあるべき範囲等について、エネルギー・環境分野の施策立案のための重要な調査・分析ツールとなるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成26年度から平成29年度までの作業工程につきましては、現時点では、次のように考えております。簡単にまとめましたので、御覧いただきます。

平成26年度です。正に統計委員会で御審議いただく。統計委員会で諮問をさせていただきます。

平成27年度ですが、主眼となるのは、本調査、石油等消費動態統計調査の業務移管です。1年を切りましたが、平成28年の1月調査分から調査を実施いたします。こちらの調査運営の安定化と、的確な集計と着実な公表に注力していきたいと思っております。

エネルギー消費統計調査の精緻化のための分析・研究につきましては、引き続き行ってまいります。

さらに、エネルギー消費統計調査結果（平成25年度実績）を総合エネルギー統計に組み込んで、組み込んだ結果を分析・検証してまいりたいと思っております。その時点で、石消、エネ消の互いの影響とか、関係、バランスといったものも見ていきたいと考えております。

続く平成28年度です。

本調査とエネルギー消費統計調査との関係整理、両調査の在り方についての検討を本格化させていきたいと思っております。

また、エネルギー消費統計調査結果の、平成25年度に続きまして、26年度実績を総合エネルギー統計に組み込んで、組込み結果を分析・検証していく。この際にも、石消、エネ消のそれぞれの影響とか、関係、バランスもここで見ていきたいと思っております。

それを経まして、基幹統計としてあるべき範囲の判断を総合的に行っていききたいと思っております。平成28年度に続き、29年度も集中的に検討させていただきまして、第Ⅱ期基本計画上の課題の期限である平成29年度末までには結論を出していきたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

かなり長い時間を御説明いただいたわけですがけれども、簡単にまとめますと、審査メモの1番の「（1）報告を求めるために用いる方法」の①に論点が4つあって、それぞれの

御回答は、まず、①に関しては、現在、調査系統が2つあるのだけれども、大規模と中規模という役割分担はあるのですが、現行の経済産業局の役割から考えると、経済産業局を経由せずに調査系統を一本化したとしても、調査精度に支障はないであろう。

2番目の民間委託に当たっては、これまで省の中で蓄積していたノウハウ等を利用して、適切に対応する。

3番目のスケジュールに関しては、現時点で調査の回収から公表までが約45日ということで、かなりタイトな状況にあって、60日が一つのスタンダードになっているのですけれども、現時点で60日という基準はクリアできていて、約45日という期間を更に短くするのはかなり難しいであろうという御回答です。

4番目の実施部局を資源エネルギー庁に変更することに関しては、現在、資源エネルギー庁では、他のエネルギー関係の統計をたくさん持っていて、これは②の論点とも関連しますけれども、エネルギー統計の体系かという観点からは、むしろ資源エネルギー庁で一括してエネルギー関係の統計を扱うことで、体系化という観点からも望ましい変更になるのではないかと御回答です。

<② 第Ⅱ期基本計画に係る今後の展開関係>に関しては、今、御説明いただきましたけれども、個々の統計の一次統計としての精度の改善に取り組みつつ、かつ、先ほど体系化という言葉がありましたが、資源エネルギー庁に一本化することによって、より体系的なエネルギー関連統計が準備できるのではないかと御回答であったかと思えます。

全部を一括してお諮りする形になりますけれども、何か御質問等がありましたら、受け付けたいと思えます。

川崎委員、よろしく申し上げます。

○川崎委員 非常に詳しい御説明をありがとうございました。

これは、どこから議論していいか、私も実はお聞きしながら迷っているところです。今回の諮問事項自体は、所管の変更、あるいは、範囲の変更であるので、それ自体を見る限り、私はあまり大きな問題がないように思います。お答えでかなりの部分を納得した感じがあるのです。

ただ、一番最後に論点として挙げられておりました、エネルギー統計の体系として、これからどうしていくかというところがかなり大きな課題なのだろうと思いました。それ自体は今後の議論ではあるのですけれども、少しその辺りの事実認識や今後の展望をおおよそつかんでおきたい気持ちがありましたので、そのような観点からお尋ねをしてみたいと思えます。一番ベーシックなところからいきますと、統計の品質、精度の問題が1つあるかと思えます。

その点では、エネルギー消費の石油等の消費の総量を把握することがこの調査の一つの一番大事な部分かと思えます。その意味では、回収率が鍵になるかと思えます。経済産業省でお作りになった資料4の中の4ページの上に、法定提出期日までの回収率が6割程度と書いてありますが、最終的にはどのぐらいまでいっているのでしょうか。



もし未回答が最後にある程度残るとすれば、その部分は総量から落ちることになってしまうと思うのですが、どうやって補っておられるのかということが気になりましたので、教えていただきたいと思います。

○西郷部会長 どうでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 回収率につきましては、私どもの資料の一番最後の別添8を御覧いただければと思います。3年分についてそれぞれの調査票ごとに書いてあります。

全体で2013年の提出率が96.8%、私の知る限り、国の行う調査の中で非常に高い回収率だと思っております。中には少しでこぼこがありますけれども、全体ではこうだということです。

委員から総量を把握するというお話があったのですが、この調査自体は動向を把握する目的でして、総量ではなく調査対象範囲内の動きを調べる調査です。

したがって、未回収のところは、多くの調査がやっているように、前月スライドという形で、未回収分を推計し、全体を100%として集計しているという実態です。

以上です。

○川崎委員 分かりました。そうすると、エネルギー総合統計では、当然、総量を把握しなければいけないわけですから、未回収の部分は、何らかの別情報のエネルギーの観点からの石油等の消費で、何らかの補正をしながら使っておられているという理解でいいのですか。

これは資源エネルギー庁にお尋ねした方がいいのかもしれないですが、多分、総量をどこかで把握しなければいけないことが出てきますから、何かしなければいけないだろうと思いますので、お尋ねしております。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 秦からも申し上げましたけれども、石油等消費動態統計調査は、いわば月次の動向調べですので、動向が分かるだけのカバー率があれば、かなり高いところに設定はしているのですけれども、それでよいと考えております。

一方、エネルギー消費統計調査は、年次の構造統計ですので、全体を把握することが目的の調査です。よって、標本をもとに拡大推計しております。

その時に、石油等消費動態統計調査でカバーされていない部分につきましては、当庁でカバーする形になっておりますので、年間の総消費量という意味では、こぼれ落ちているところは当庁で把握しております。したがって、それと独立した石油等消費動態統計調査のデータを合体させますと、全体という形になっております。

ただし、月次では把握しておりませんので、私どもは年間という形でフォローさせていただいているということです。

以上です。

○西郷部会長 よろしいですか。

ほかに何か御質問はありますか。

どうぞ。

○野呂委員 今、御説明いただいた今後の体系整備のところ、資料のページでいいますと5ページ目ですが、ゆくゆくはこの調査もエネルギー消費統計調査も総合エネルギー統計に組み込んでいく方向だということで、大きく考えていらっしゃるわけなのですけれども、それは本調査とエネルギー消費統計調査を一本化して、総合エネルギー統計に組み込むことを前提にしていらっしゃるのでしょうか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 お答えいたします。

そこが正に平成29年度末までに回答を求められているところでして、いろいろな視点で検討していかなくてはいけないと思っております。今日は資料にさせていただいてませんが、いろいろなオプションがあります。2、3御紹介させていただきたいと思えます。

まずは、直接的に今お尋ねのありましたエネルギー消費統計調査と合体させるかという点もオプションの一つとして検討はしております。

ただし、石油等消費動態統計調査とエネルギー消費統計調査の統合になりますけれども、片や月次調査で、片や年次調査であります。私どものエネルギー消費統計調査は膨大な予算とマンパワーが必要ですので、年1回しかできない。月次は無理ということになると、月次調査を年次調査にするかという、例えば、そういったオプションを考えた時に、調査結果が出せるのは年に1度になってしまう。そうすると、資源エネルギー情勢に急激な変化が生じた場合に、短期的な需給動向を把握することができなくなってしまいます。

石油等消費動態統計調査には短期的な需給動向を月次で把握するという動態統計調査本来の役割がありますので、年次調査化は、そういった緊急事態への対応とか、普段からの体制整備という面からすると、不相当というか、難しいと考えております。

また、その他に、例えば、現行体制下で、現行体制下と申しますのは、基幹統計と一般統計を併存した現在の形のままでという意味ですが石油等消費動態統計調査の調査対象業種でありますとか調査事項などを見直すべきではないかといったことも考えられます。

調査事項につきましては、動態統計調査では直近の動向把握と結果公表の速報性を動態では重んじておりますので、目的達成のためのキー項目に限定することが適当ではないかと考えます。

調査対象業種につきましても、特に月次の動向を観察する必要がある業種があるといった政策上の要請があれば、私どもも別途考えてまいりたいのですけれども動態統計調査は月次の動向調査であるために、その目的を達成するためのキー項目に限定して、直近の動向把握と結果公表の速報性を重んじた方がいいのではないかと考えます。

したがって、調査対象業種及び調査事項の見直し一つとっても、そういった観点も踏まえながら考えなければいけないわけで、いろいろ幾つか具体的に考えているところではありますが、そういったオプションも考えつつ、総合エネルギー統計に両統計が入った状態でのバランス感とかも見ながら、エネルギー消費統計の精度の向上、成熟度合いなども見な

がら、最終的に29年度までに結論を出していきたいと考えております。

○西郷部会長 よろしいですか。

どうぞ。

○野呂委員 今ほどの御説明で、エネルギー総合統計の別添資料を見まして、今のエネルギー統計の体系は非常に複雑ですけれども、これで大変すっきりし、頭が整理できると思いました。そこで、素人の質問で恐縮なのですが、例えば、不動産の場合、不動産を貸している方とテナントとして借りている方があり、照明や空調などのエネルギー消費をどちらの報告者が回答するか、エネルギーを貸し手と借り手のどちらで消費していることとするか等は複雑なイメージを受けるのですけれども、エネルギー総合統計に一本化することによってそれが整理しやすくなるというメリットはないのでしょうか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 どこに聞けば回答が出てくるかという、非常に難しい仕組みになっておりまして、仕組みというよりは世の中がそうになっておりまして、エネルギー消費統計調査の場合は、事業所単位ですから、あなたの事業所に聞きますと言って答えてもらうのですが、いや、うちはビルに入っていて、自己ではエネルギーの管理ができていない、ビルのオーナーが全部管理していますから、ビルのオーナーに聞いてくださいといった場合には、今度はビルのオーナーに話を聞きます。ビルのオーナーは、ビル1本についての回答をしますから、そこには調査対象になっているところもなっていないところもあります。

こういった関係の中において、自分のところでは答えられないところは、まずはビルのオーナーに聞きますけれども、ビルのオーナーは調査対象でもないものも全部を含めて回答してまいりますので、その後をどうするかといった、個別の対応が必要になってまいります。

こういった状況下で、同じく石油等消費動態統計調査も入った場合に、どうやって対応していくのかとか、その辺もいろいろと考えていかなければならない。そういった社会の作りというか、私どもが予定していることがなかなか現実社会ではうまくいかないという、いろいろな問題もありますので、その辺は十分に考えていかなければならないとしか申し上げようがないのですけれども、今、対応できる分は、そういったいろいろな手法を用いて、できる限り、事業所相当のデータはとっていかうという努力はしておりまして、必要に応じて案分するなりといった推計をしているところです。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○野呂委員 もう一点、説明資料の2ページ目から3ページ、クエスチョン2の民間委託ですけれども、今回、石油等消費動態統計でも民間を活用されるということで、慎重に進めるということは大変よく分かります。一方で、今、資源エネルギー庁でやっておられるエネルギー消費統計でも、既に民間委託をやっておられる。

この辺のレベルの違いといいますか、今回、経済産業省特定業種石油等消費統計調査で

は、民間委託に当たってこの4つの視点により、現在のエネルギー消費統計調査以上に厳格にやらないと、問題があるという御説明なのでしょうか。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 お答えいたします。

まず、第1点というか、最も我々が心配というか、注意しなければならないのは、この調査は、私どもで今まで全く実績がないということです。

したがって、調査統計グループから詳細な資料と説明を受けた上で、第一に我々がこなさないといけません。我々がこなした上で事業者に対して確実に伝えていかないとはいけません。

したがって、私どもにもノウハウの蓄積がない分、十分な資料を用意して、説明をし、また、フィードバックがあれば、現実施部局である調査統計グループさんに正確にお伝えをして、回答していくとか、対応していく形をとらないといけないという意味で、厳重なマニュアルとか、仕様書とかを作っていかなければいけないと思っております。主には、私どもの知見というか、ノウハウの蓄積がないものですから、ここはなおさらのこと、業者に対しては詳細に説明していかなくてははいけません。

一般的に、仕様書といいますと、項目の頭出しぐらいしかしていなくて、このような業務がありますぐらいしか書いていないものが多いのですけれども、仕様書の中におきましても、具体的な業務手順でありますとか、処理の方法などにつきましても踏み込んで書くつもりです。

ただ、仕様書ですから、業務手順書というか、業務処理マニュアルになってはいけませんので、業務マニュアルと審査マニュアルはまた別に詳細に作って、そちらで具体的な業務に当たってもらうようにしたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 これは今回の経済産業省特定業種石油等消費統計調査だけの話ではありませんが、民間業者に委託するに当たって、品質であるとか、あるいは、信頼性の確保、履行能力もそうだと思いますけれども、やはり民間業者もそれなりの設備投資や人材育成をすることによってこれが実現できると思っております。先ほどの御説明では、価格だけでなく総合力ということでしたけれども、例えば、予算の問題もあろうかと思っておりますが、3年といった複数年次の委託が可能になると、多分、受託した業者も、準備の仕方や、人材の育成が違ってくると思います。この統計だけの話ではありませんが、また御検討いただけたらと希望しております。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでして、例えば、今回第1回目の委託は、1月、2月分の調査までしか処理できなくて、3月末で、単年度主義ですので、契約期間が切れてしまいますので、すぐにあとの業務につながっていくとはいけません。

3月と4月の間に切れ目が来てしまうこと自体も、予算制度とは言いながら、私どもと

いたしましても非常に遺憾なのですけれども、そういったことも十分に漏れなく処理できるようにしていかなければならない。

何年度かを束ねてということができればいいのですけれども、複数年度にわたる予算を組む時の条件が課されていまして、その条件に合致しないと、いかんともしがたいところがありまして、そういった制度の障壁は乗り越えられないものですから、それ以外の部分で何とかうまくやっていけないかとは考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 別の点でよろしいですか。

幾つかばらばらと五月雨的にお尋ねさせていただくかもしれません。協道にそれるかもしれませんが、エネルギー消費統計は、全体の業種をカバーしているので、今の特定業種の統計以上に、エネルギー統計としては非常に重要な位置付けがある割には、一般統計だということは、私は非常に不思議な気がするのです。一般統計となる前は、承認統計ですか。そのようになったのは、どんな経緯があるのでしょうか。

また、今後の話として、エネ庁としては、やはり基幹統計になった方がいいとか、どのような感じをお持ちなのか、そこら辺を率直にお聞かせいただけたらと思うのです。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 お答えいたします。

平成29年度末までに課された課題にも明確に書いてありますとおり、基幹統計についての範囲を検討することには、当然、エネルギー消費統計調査のことも入っているのだと思います。

過去の経緯を調べてみました。エネルギー消費統計調査を構築した際の構想によりまして、現基幹統計ですけれども、将来の指定統計化を念頭に、今の一般統計ですけれども、まずは承認統計として発足させ、データの精度が、大きくぶれたり、よく分からないぶれ方をしないように安定化し、また、経年変化の安定度が十分に確保されていると判断した段階で、改めて再整理するという記述があります。

これは紛れもない事実で、発足の時にそういった構想で立ち上げたことは間違いないところ です。

したがって、現時点で不可能とまでは申し上げませんが、今言った条件等を十分に勘案しなければいけませんので、エネルギー消費統計調査の基幹統計化につきましては、これまでのエネルギー消費統計調査のデータ精度の向上度、成熟度の確認と、先ほどオブションとして申し上げましたけれども、いろいろな変更の可能性ですとか、様々な検討結果を併せまして総合的に勘案した上で、元々の経緯もありますので、これらを十分に踏まえた上で検討してまいりたいと思っております。29年度末までお時間を頂いたものですから、最終段階で、総まとめの判断をさせていただきたいと思っております。現時点で不可能とまでは申し上げませんが、事の起こりはそのようなことだということです。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 2点、細かなことかもしれませんがお尋ねしたいのですが、1つは、私がまだ十分に理解していないということかと思うのですが、特定業種石油等消費統計調査の対象が、頂いた資料だと1,500の対象と書いてあります。これは企業なのでしょうか。それとも、事業所なのでしょうか。それとも、別の単位なのでしょうか。

これをお尋ねしている趣旨は、先ほどのエネルギー消費統計は事業所だということでしたが、そうすると、母集団リストの中でどこかですき間が起こることはないのだろうか。

こういったエネルギー消費全体を捉えようとした時に、2つの統計でやっていきますと、その重複の問題もあるのですが、もう一方ですき間が起こるリスクもあるのですが、そこら辺はどのように単位を定義して、どのようなリストからそれをとられているのかということをお教えしていただけたらと思うのです。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 石油等消費動態統計は、事業所単位です。

そのような意味では、エネルギー消費統計と同じです。両調査の調査対象の事業所名簿でどこが重複しているかが分かって、その分をエネ消調査から外して調査をする。集計においては、石消調査結果分を足し算するということです。

○川崎委員 もう一つ、これは私の視野に入っていなかったのですが、今日の資料でそうかと気が付いたのは、もう一つ、石油製品需給動態統計調査があります。

これは、よくよく見ると別の調査に見えるのですが、需給という言葉を使いますと、やはり当然ながら消費とか、在庫とか、そのようなところに関係するかと思うのですが、この統計と先ほどのエネルギー消費全体の統計との関係は、今後の検討の中で視野に入れておられるのでしょうか。少しお尋ねしてみたいと思います。

これは、調査統計にお尋ねするのか、エネ庁さんにお尋ねすればいいか分かりませんが、そういった調査がもう一つはあるので、これもかなり類似性はあると思うので、何らかの格好で利用されているのかどうかを知りたいと思います。エネルギー消費の関連です。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 調査全体に詳しくはないのですが、今日の参考2の裏側に、川崎委員からエネルギー統計全体はどうなっているのかという御質問がありましたので、短時間でしたが、関係する統計をまとめさせていただいたものです。

その中で、今、委員が言われた1番目が、石油製品需給動態統計調査です。対象範囲はこのように書いてあります。原油に関しては、これは主に原油を輸入して、どのように処理したか、在庫はどうかということとして、石油精製業者等を調査しているものです。

そのような意味では、先ほど説明させていただいたエネバラ表の一次エネルギーのところで輸入して処理したものが、この統計を使って作成されているということとして、消費という意味では、原油を輸入してどのように処理したかということは、こちらの調査で対

象にしているということです。

○川崎委員 分かりました。入り口の段階での一次エネルギー、早い段階でのものを捉えることがこちらの狙いだと理解しましたけれども、そのような趣旨ということですね。

分かりました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにありますか。

少し長くかかってしまったのですが、今回の諮問の内容である、いわゆる石消の変更、報告を求めるために用いる方法の変更に関しましては、基本的には審査メモにありました論点に関しては、実施部局からの御説明で、一部、質問の中には平成29年度までに解決すると言われている、エネルギー統計の体系化であるとか、そのようなものも含まれておりましたけれども、諮問の内容に関しては、部会として適切であるという結論にしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 よろしいですか。

ありがとうございます。

1番(1)の論点に関しては、部会として適当と判断したことにさせていただきたいと思えます。

今度は、審査メモの2ページ目、「(2) 調査対象の範囲①」に関する論点に関して、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 御説明させていただきます。

2ページの下のところ、「(2) 調査対象の範囲①」です。

調査票第7号の調査対象の範囲につきまして、これまで鉄鋼を生産品目とし、各種鉄鋼製品を生産する全ての事業所と記載していたものを、調査の実態に合わせて、別添のとおり、各種生産品目を生産する全ての事業所に変更することとしているものです。

別添につきましては、クリップ止めを外していただきまして、カラー刷りの資料3の別添がありますので、御覧いただければと思います。

調査対象の範囲ということで、現行の記載と訂正後の対象となる生産品目の変更状況について、一覧的に整理したものです。

結論を申し上げますと、実際には調査対象外であった「めっき鋼材のうち線類」と「铸鉄管」が対象外となるように、今回、記述を改める必要があるということです。

また、審査メモの2ページ、3ページにお戻りいただきまして、これについての審査結果ですけれども、調査票第7号の調査対象の範囲につきまして、実際に調査を実施している範囲よりも広く設定されていたことから、今回、調査の実態に合わせた、より正確な記述に改めるものであり、おおむね適当であると考えておりますが、調査実態上の調査対象の範囲が適当なものか検討する必要があるのではないかと考えており、現状の確認を含め、2つの論点を整理しています。

1つ目です。現行の記載内容になった経緯等は何か。また、調査票第7号の調査対象の範囲はどのような考えや基準に基づいて確定しているのか。

2つ目です。今回の記載の変更により、明示的に調査対象外とされた事業所はどのような事業所なのか。また、これらの事業所について調査を実施しない理由は何か。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、実施部局から説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 先ほどのカラーの資料3の別添を御覧いただきたいと思います。

本調査の開始は昭和56年なのですけれども、調査票第7号の鉄鋼について、調査計画の記述上、調査範囲が全ての対象品目、全てを対象とするという過った記載となっております。いろいろ調べたのですが、なぜこのような表記にしたかは私たちには十分把握できませんでした。申し訳ありません。

「現行の記載」「訂正後」の対応表では説明しにくい面もありますので、鉄鋼業全体で説明させていただこうと思います。

そもそもこの調査が対象としているのは動態統計ですから、業種、品目はエネルギー多消費型のところに絞っているということです。そのようなものを想定しております。

したがって、今回の変更により明示的に対象外となるものは、針金といったような線類、水道管などの鑄鉄管になります。他の鉄鋼製品に比べまして、設備規模が小さく、エネルギー消費も少ないことから、本来の調査目的でいえば、対象外と想定されたものです。

なお、鉄鋼については、元々このようなエネルギー消費の統計を昭和55年以前から非常に詳細に調査しておりますが、その当時からもこれらの品目は調査対象外とされていたものです。

そのようなことから、今回、改めて正しい記載に変えさせていただきたいというものです。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

審査メモでは、多分もう一点あって、記載を現行に合わせる観点が一つと、もう一つは、記載を合わせるに当たって、現行のとり方で十分なのか、捕捉範囲等が十分なのかという論点もあったかと思いますがけれども、従来からこの範囲を調べていて、従来、調べている範囲が正確に表せるように記載の内容を変えることをもって、2つの観点は両方とも解決されたという答弁だと理解してよろしいですね。

ありがとうございます。

今の点に関しては、御質問等がありましたら、受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

従来 of 記述の方がむしろ実態とずれている面があったので、それを実態に合わせた記述



に書きかえる。実態そのものは、本調査の捕捉範囲を目的どおりに捉えているということですので、いかがですか。何か特に御質問等がなければ、部会としてこの観点に関しては、適当と判断したとさせていただきますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

審査メモでいいますと3ページ目、「(3) 調査対象の範囲②」に移りたいと思います。

これも、最初は事務局から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 「(3) 調査対象の範囲②」について、御説明させていただきます。

調査計画(別表)におきまして、調査表第9号の生産品目の「関連装置」の記載を「情報端末」に、調査票第1号など、幾つかの調査の範囲で「従業者」の記載を「従事者」にそれぞれ変更することとしております。

これらについての審査結果ですが、経済産業省生産動態統計調査の調査計画における表現ぶりに合わせるために変更するものであり、おおむね適当と考えておりますが、調査対象の範囲等に影響がないか検討する必要があるのではないかと考えており、現状の確認を含めた論点を整理しています。

論点につきまして、機械工業の生産品目について「関連装置」の記載を「情報端末」に、パルプ・紙工業等6種類の調査の範囲について「従業者」の記載を「従事者」にそれぞれ変更する経緯や理由は何か。また、記載を変更することにより、定義を変更したり、調査対象の範囲が変更したりすることはないのか。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

実施部局から、御説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長 別添5を御覧いただけますでしょうか。

これは生動調査の26年改正で行った内容ですが、生動調査票は全部で108種類ありますが、それぞれ業種ごとに品目を特定している調査でして、それぞれ調査票のタイトルがついています。

別添5で申し上げますと、機械器具月報の中で、37という番号がついていますが、「電子計算機及び関連装置」が平成26年調査から、このような品目の統合ですとか、再編を行った時に、調査票のタイトルを「電子計算機及び情報端末」という、より中身があらわせるようなカテゴリーに変更したということです。

御覧いただくように、これで調査の対象品目の範囲が変わったということではありません。品目の整理をしたということですので、これに合わせた形で、これらの品目を作っているところを石消調査では対象とすることから、石消調査での対象範囲での入り繰りは、基

本的にはないということです。

このような生動調査に合わせた石消側の名称変更は、先ほどの平成14年の改正の中でも、御説明させていただいたものです。

「従業者」から「従事者」への記載の変更については、石消調査は基本的には全数調査ではなく、大手、大きな事業所が対象ということで、従業者規模の裾切りを行っている調査が多くあります。その「従業者」という調査の範囲を定めている表記の変更です。

元々この名簿のベースは生動調査を使っておりまして、生動調査自体平成23年の改正において、「従業者」から「従事者」に変更しています。

生動調査も石消調査もそうなのですが、「従業者」、「従事者」ともに定義は同じでして、実際にそこで働いている者です。その事業所で雇われてそこで働いている者のほか、他の会社から出向している者または派遣されている者を含んで、他に行っている者は除くものです。

一般的に経済センサス等で用いられている「従業者」の概念でいえば、当該事業所から賃金、給与を受けている者ですので、石消調査の概念と少し異なることから、石消調査の利用者、報告者等に誤解を招かないように、この調査においても生動調査と同じ「従事者」という言葉に変更させていただきたいということです。

申し上げるように、定義的には変わるものではありません。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の論点に関しまして、御質問等があったら、受け付けたいと思います。

基本的に、生産動態統計調査に品目分類あるいは用語を統一することなのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 とは言いながらも、「従業者」と「従事者」では、当然、数も違うわけですが、そうすると、統計の系列としては接続するのでしょうか。そこで差が出ることにはなりませんか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 定義的には、全く同じです。ただ、表現ぶりをより適切なものに変えるということで、今までの定義と変わります。統計的には、継続いたします。

○西郷部会長 よろしいですか。

○川崎委員 はい。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。

もしないようでしたら、この審査メモの3ページにあります「(3) 調査対象の範囲②」に関しても、実施部局からの御回答をもって適当と、部会として判断させていただくことに致します。

ありがとうございます。

引き続き、今度は3ページ目の大きな2番になりますけれども、統計審議会の時代の諮問第280号の答申における「今後の課題」への対応状況についてということで、そちらに審議を移らせていただきます。

まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 説明させていただきます。

「2 統計審議会諮問第285号の答申（平成14年8月9日付け統審議第8号）における『今後の課題』への対応状況について」です。

本調査につきましては、平成14年8月の統計審議会の答申時において、2つの事項が検討課題として指摘されております。

1つ目は、「ア 地域別等の結果の公表」についてです。

構造統計調査である石油等消費構造統計調査が平成13年度調査でもって中止されたことにより、提供されなくなる地域別等の結果については、その推計方法等の情報を提供するなど、利用者の利便を図るほか、補完的な資料として動態統計調査の1年分のデータを活用することにより、都道府県別等の集計結果を公表する必要があることです。

4ページ、2つ目は「イ 定期報告を活用した統計の作成」についてです。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」においては、製造業等のほか、オフィスビル等の民生業務部門についても、エネルギー消費の多い工場または事業場に対し、年1回の定期報告を義務付けており、これによりエネルギー消費に関する業種横断的なデータが得られることから、この定期報告を活用した統計の作成を検討する必要があるということです。

これらについての審査結果ですが、アとイで2つに分けて整理しています。

まず、1つ目のア関係では、平成15年度以降、「石油等消費動態統計年報」において、地域別統計として都道府県別エネルギー消費量の集計結果を公表しており、本検討課題の対応としては適当であると考えますが、公表内容について検討する必要があるとしております。

また、2つ目のイ関係では、平成23年度以降、「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」の報告書の中で定期報告結果を活用した集計表を掲載しており、本検討課題への対応として適当であると考えますが、当該集計表の内容について検討する必要があるとしております。

いずれも現状の確認を含め、論点を整理しています。

まず、ア関係の論点ですけれども、直近の「石油等消費動態統計年報」の概要はどのようなものか、また、同年報において、都道府県別及び経済産業局別エネルギー消費量に係る集計表は具体的にどのような形で公表されているのか。当該集計表の公表を引き続き実施することにより、エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているのか。

次に、イ関係の論点です。

1つ目は、本検討課題の対応が平成23年度からとなった要因は何か。

2つ目です。「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」とはどのようなものであり、直近の報告の概要はどのようなものか。また、本定期報告を活用し、どのようなことが分かるのか。エネルギー政策に関する施策の基礎資料として、どのような利用ニーズや有用性等が期待できるものと考えているか。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

実施部局から、御説明をお願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず、年報については、別添6です。平成25年の毎月の結果を、年1回にまとめたものの抜粋です。

都道府県表がどこにあるかというところ、別添6の一番後ろのページ、連番でいうと18ページになります。これは、燃料及び電力の消費量の年計表ですが、本答申後、平成14年の年報から公表しております。

一方で、経済産業局別の消費量はその前のページに地域別統計としてありますけれども、これは、調査開始の昭和56年以降、掲載しているものです。

これらの地域別統計は、地域の製造業のエネルギー消費の推移の把握というところなどに使われているものと考えております。

次の省エネ法関係のお話です。資料としては、別添7で、分厚い報告書の中から一部抜粋してきたものです。

データの的には、平成24年の年度合計の報告値である、事業所、工場ごとに報告されたものを集めたものがこの表です。

まず、御指摘にありますように、なぜ平成23年からかというところで、担当課に確認したところ、実は平成14年度当時から集計表を作成していたとのことですが、これがなかなか公表まで至らなかったということで、平成23年に平成22年度実績からの公表になってしまったということです。

この集計結果が記載されている報告書は、「エネルギー使用合理化促進基盤整備事業」として外部委託で行った成果物です。

この委託事業は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、通称、省エネ法と私どもは申しておりますが、その規制の対象となる事業者から年1回提出された定期報告書を利用して、集計、評価、分析をし、結果を取りまとめることで、この事業の目的自体は省エネルギーの推進のための環境整備を図る事業という位置付けです。

省エネ法が規定する定期報告は、事業者が使用した1年度分のエネルギー種別の量を把握し、整理するというところで、これらのデータを活用すれば、あくまでもこの報告事業者が対象なのですが、それらの業者ごとの業種のエネルギー使用量の傾向を把握、分析することから、国としてとる措置の根拠としているということにして、事業者の省エネ取組促進に活用できると考えています。

一方で、この報告書で、元々報告義務があるものは企業単位と工場単位と2つの調査があります。

それぞれエネルギー多消費ということで、企業単位でいうと、年間の原油換算値で1,500キロリットル以上を消費しているものが事業者単位での報告義務があります。特にその事業者の中で工場ごとに見た時に、1,500キロリットル以上を消費しているものを工場単位で報告しなさいというものもあります。

別添7に書いてありますように、「第一種指定」、「第二種指定」と書いていますが、年間の消費量で3,000キロリットル以上を第一種指定工場、第二種は1,500～3,000までの間という定期報告になっています。

平成14年当時、この工場単位での報告しかありませんでしたので、参考になるかと思ってこの表を持ってまいりました。

ただ、先ほど言った、この報告自体の報告するものの範囲がありまして、例えば、化石エネルギーのみを報告しなさい。つまり、非化石分は入らない。どのようなものかというのと、例えば、パルプ工業でありますと回収黒液だとか、廃材だとか、そのようなものは入ってこない。先ほど申したように、エネルギー消費統計はそのような非化石分も全部入っています。

太陽光発電などの再生可能エネルギーによる発電も、この省エネ報告では入ってこないということです。

テナントのお話がありましたけれども、それこそ事業者から報告させるということで、テナント側で明らかに管理ができるもの以外は、オーナー、テナントが重複報告をするものが、この省エネ報告です。

そのような意味では、事業者に着目してそれぞれ報告を頂いているものを集計したものです。

別添7の1ページ、2ページ目が製造業部門、3、4ページ目が業務部門、製造業以外の集計表の抜粋です。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

論点が2つというか、アの関係とイの関係がありまして、アの関係に関しては、「石油消費動態統計年報」で、今後の検討課題にあった、都道府県別の表章等がなされているのだけれども、これで十分ですかということがアの論点です。

イの論点に関しては、いわゆる届け出というか、業務上、定期報告が義務付けられているので、その定期報告を使ってこの石消に活用することができないかという論点だと思うのですが、それに関しては、報告の仕方であるとか、カバレッジであるとか、そのような点に鑑みると、これを直接活用するような形で石消に生かすことは難しいという御答弁と理解してよろしいですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、御質問等を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 御説明の内容は、基本的に理解しました。

まず、このような状況であることが、そうなのだろうとは思いますが、地域別の結果を出されるということをごきちんとしてやられているので、それはそれで結構なことだと思いますが、もう一方で、これはこの調査自体の問題というよりも、石油消費の動向あるいはエネルギー消費の動向で、我が国全体あるいは地域、例えば、都道府県単位で見て、どのようにこのような統計を理解したらいいかという観点から、まだ私に分からないところがあるので、お尋ねします。要は、石油等消費動態統計でカバーされている石油やエネルギー資源の消費量は、日本全体の中のどれぐらいを占めているのだろうかということが、全体像が分からないものですから、非常に分からないのです。

そうすると、日本全体で大ざっぱな見取り図で、例えば、3割をカバーしています、5割をカバーしていますとか、そのような土地勘があると、結果がより頭に入りやすいわけなのですが、そのような状態の中で、今、御紹介いただいた都道府県別の表を見ますと、一体それはその県の中でどれぐらいを占めているのだろうかということが、全国結果以上に、特定都道府県のエネルギー消費全体の中でこの統計がカバーしている率が分かりにくいのです。

逆に言えば、都道府県別のエネルギー消費量がぽんと出てしまいますと、それは全体のうちの一部であるのに、あたかも全体であるかのように誤解する危険もある。

ただ、幸いなことにこの表自体は石油等消費動態統計年報の中に入っているわけなので、よく読めば、この数字は特定業種のものである、そのようなことが分かるのですが、この表だけをぽんと抜き出しますと、そこら辺がすごくミスリードの危険があると思ったりするので。

そのような意味で、これはこのまま出し続けて果たして誤解が生まれないだろうかという心配を持ったのですが、これは私の理解が浅いからなのか、ほかの委員の方とか、あるいは、日本のエネルギー全体を御覧になっている方から見て、どのように感じられるかということをお尋ねしてみたい。

作成部局だけではなくて、そのような観点から少しお尋ねしてみたかったのですが、いかがでしょうか。

例えば、もう少し具体的に言いますと、経済産業省さんの資料の18ページの表は、例えば、北海道とあったら、これは北海道のエネルギー消費量の全体ではなくて、特定業種のものとするのですが、この表だけを見てしまうと、そこが頭から飛んでしまっていて誤解してしまうおそれがあるのではないかということをお尋ねしているのです。

○西郷部会長 では、御回答いただいてよろしいでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 私どもの統計の出し方と

して、利用上の注意も含めて、調査の性格をきちんと公表物に載せた上で利用していただくという、ある意味では、それができる範囲かなと思います。

一方で、委員が御指摘の県別の数値につきましては、エネルギー消費統計では、先ほど全業種を網羅的にと申したのですけれども、これを県別にも集計して公表しております。

そのような意味では、動向は分かるけれども、全体像はエネルギー消費統計で御利用いただくということで、こちらホームページ等で公表しています。

○川崎委員　そこで私の質問の趣旨をはっきり言いますと、18ページの表は、都道府県ごとのエネルギー消費の本当の総量なのか、この業種だけなのかということが、多分、この業種だけなのですね。ですから、そのような意味では、本当に都道府県ごとに特定業種だけのエネルギー消費量を見るニーズがどれだけあるのだろうかということが、私自身もよく分からないので、この前の答申時の要望として、果たしてそれに忠実にやっていくことがよかったのだろうかという疑問も持ちながら申し上げたという趣旨なのです。

どうなのでしょう。都道府県別に特定業種だけを見たい人がどれだけあるのかということ、少し疑問に感じているところではあるのです。

○西郷部会長　これは実施部局にどのように答えていただいたらいいのかが難しい。元々エネルギー統計自体が、どこがどのようにとられているかということが複雑だということの中にあって、それを都道府県別に更に細かく表章して、あえてミスリーディングになる可能性があるのではないかという御趣旨ですね。

ただ、実施部局としては、恐らく答申で「今後の課題」と書いてあったので、それに答えるという。

○川崎委員　おっしゃるとおりなので、これは別に問題だと言っているわけではなくて、前回答申における課題がむしろかなり無理な注文だったのではないかと、本当にここまでしなければいけないだろうともかんじているということです。時もたってみたことですし、一回、前回答申の課題自体を考え直してもいいのかなということも申し上げたかったです。対応はきっちりされているので、それは大変結構なことで評価するのですが、むしろ、これを事後的に見て、この課題が果たしてどれだけ有用性がある表かということに少し疑問を持ったということです。

○西郷部会長　では、お願いいたします。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長　実施者で答えにくいようなので、僭越ですけれども、同じ経済産業省の調査統計グループから、以前、石油等消費動態統計にも携わったことがあるので、これまでの知見を若干申し上げますと、当時、石油等消費構造統計を廃止して石消動態が継続したわけですが、その中でその変更に伴って、石消構造を廃止するため、石消動態で補完する必要があるということで、地域別統計の年報での公表を求められたわけですが、その一つの理由としては、都道府県内においてCO<sub>2</sub>の排出量を推計しているところがありまして、石消構造を使ってとなっていたのですが、それがなくなるために、石消動態の地域別統計を活用するというニーズが潜

在的にあるだろうということがあって、そのような公表が求められたということだと思います。

それは、現在、エネルギー消費統計をエネ庁で作成して公表しておりますが、その中に地域別統計もあるということですが、公表時期の問題があって、年次調査で公表までに時間がある程度かかる中で、石消が月次統計で年報時に地域別統計が公表されることは、引き続き、都道府県内でのニーズはあると思います。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はありませんか。

○野呂委員 最後に、番外で御質問しようと思ったのですが、この特定業種石油等消費統計の9業種につきましては、「エネルギー消費の大きい製造業の特定業種の品目を生産する事業所」を対象にするということで理解しておりますが、例えば、これはエネルギーの消費構造とか、産業構造が大きく変わった場合は、この9業種は変更されるという意味なのでしょうか。それとも、これは基本的にはずっと一定で見えていけるのでしょうか。

○西郷部会長 どうぞ。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 資源エネルギー庁ですが、現所管部署ではないため、詳しいことはよく分からないのですが、9業種はその当時の経済情勢というか、経済指標からはじき出されたものだと思いますので、ウェイトが違ってくれば、それは変える必要があるのだと思います。それは、先生が御指摘のとおり、見ていかなければいけないとは思っています。今のカバレッジというか、ピックアップ対象を変えないといけないのではないかという判断があれば、それはまたこちらでも御審議いただくことで、変えうるとは思っておりますが、今、どのような方向にあるとか、そのような分析はまだ私どもでは全く着手しておりません。

むしろ現実実施部局で把握されるべきものなのではないかとは思っていますので、詳細には申し上げられませんが、変わりうる話だとは思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。

もう一つの論点であります「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で捉えられている定期報告の利用に関しては、いかがでしょうか。

捕捉範囲であるとか、内容であるとか、そういった観点から、これを直接石消で活用することは難しいという御回答だったので、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、大きい2番の「今後の課題」への対応状況に関しても、御回答をもって当部会では適当と判断させていただいたと致します。

ありがとうございます。

審査メモはもう少しありまして、4ページ目の「3 その他」になります。



これも、最初に事務局からお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、御説明させていただきます。

「3 その他」です。

本調査は、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されておりました。第Ⅱ期基本計画では、オンライン調査を導入している調査は、オンラインによる回収率の向上方策について事前に検討するとされておりますので、このことへの対応状況等について検討の必要があります。

これについての審査結果ですが、オンライン調査につきましては、報告者負担の軽減や利便性の向上など、多くのメリットがありますし、また、第Ⅱ期基本計画における指摘事項をも踏まえ、オンライン調査の推進にこれまで以上に取り組むことが求められているものと考えます。

このような中で、本調査におけるオンラインに調査の利用率は、約70%と一定の利用状況が見られ、おおむね適当であると考えますが、調査対象が大規模事業者に限られており、また、月次調査という点も考慮すれば、利用実績を更に上げる余地はあるのではないかと考えられますし、オンラインによる回収率の向上方策に関する対応状況等について検討する必要があるのではないかと考えており、現状の確認を含め、2つの論点を整理しております。

1つ目です。最近3カ年度の調査票の回収状況は、調査票ごとにどのようなになっているか。

2つ目です。オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。その効果などはどうだったのか。また、調査票ごとの利用率等の現況を踏まえ、オンライン利用する報告者を増やしていくため、どのような対策や取組を行うこととしているのか。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

実施部局から、御説明をお願いいたします。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 御説明いたします。

現状の話と、今後、どのような対策をしていくのかという2つでございますので、まとめて資源エネルギー庁から御説明させていただきます。

最近3か年分の調査票の回収状況については、別添8を御覧いただきたいと思います。

別添8が3か年分の回収率で、オンラインと紙とそのトータルという表になっておりますが、全体をぱっと俯瞰していただいた時に、いきなり目に入って来るのは、やはり8号です。8号の回収率のオンラインを少し見ていただきたいと思いますのですけれども、オンラインが38.4%、上から見ていくと、80%、70%、60%などとある中で、30%台は極めて低い。

6号は58.8%、6号と7号はどっこいどっこいなので、何とも言えませんが、6号のガ

ラス製品の50%台は、全体を見た中では低いことが見てとれると思います。

全体をトータル平均いたしますと、オンラインで見ますと、11年度から66、67、70と徐々にではありますけれども、上がってきてはいるのですが、少し目につく分野があるということですが。

恐縮ですが、回答に戻っていただけますでしょうか。こういった状況であります。

それで調査統計グループが当省を代表いたしまして、毎年秋、例年10月ですけれども、なかなか調査票を御提出していただけない事業所さんもある程度あるものですから、非協力事業所などという名前を使ってしまっているのかどうか、あれなのですが、調査非協力事業所に対して、特にそのようなところに対しては、調査票提出促進運動というキャンペーンを集中的にやっております、この調査票提出促進運動の中でいろいろな項目があって、どうして出さなくてはいけないのですかとか、どこに出せばいいのですかとか、どんな出し方があるのですかとか、いろいろなQ&A方式のチラシとか、冊子なども作りまして、キャンペーンも張っているのですけれども、その中で1ページほどの大きな紙面を割きまして、オンライン調査の御利用についてという勧めなどもしております、オンラインへの切替えを訴えているところです。

できればお使いくださいと、そのメリットなども書いて訴えているところであります、そのようなキャンペーンを調査票提出促進運動と書いておりますけれども、こういったことを、石油等消費動態統計調査だけでなく、全調査を対象に実施しているところです。

併せて、調査対象事業所に対しましては、いろいろな問合せがあった際とか、照会の際とか、コンタクトがとれる時に乗じて、オンラインへの調査への切替えをお勧めしているところです。

その結果、先ほど御覧いただいたように、トータルで見ますと、徐々にではあります、数値としては上がってきているのかなというところが見てとれるところです。ただ、一部具合の悪いところがあるということです。

調査移管後におきましても、オンラインの利用促進を図っていくところではあります、特に調査票ごとの利用率を踏まえると、6号調査票のガラス、8号調査票の非鉄金属地金の対象事業所は、調査対象業種の中では相対的にオンライン利用率が低いため、従前から行っている取組である、調査関係用品を調査客体に送付する際にはオンライン調査システム利用のリーフレットを同封しているということでありまして、これはもちろんのこと、更なるオンライン利用率向上に向けて重点的な取組を検討してまいりたいと思います。

正にこれから検討をしていきたいというところでして、具体的には、今、この時点で妙案はないのですけれども、何か効果的な手立てはないかということで、調査移管される前から考えていきたいと思っております。

記入者側としても、何らかのメリットがないと、わざわざ機械に向かうということは、気持ちの問題とか、面倒くさいのではないかとか、マニュアルを読まなくていけないので

はないかとか、このようなことがあると思いますので、何がネックなのかということを考えながら、人の心情なども考えながら、対応策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

全般的に見れば、公的統計の中でオンライン提出率は、この石消に関しては高目だとは思いますが、特定の業種を見ると、まだ向上が図れそうなどころがある。

今までにも、協力キャンペーン等でオンライン調査の利用についてとか、かなり強力で宣伝をいただいているということなのではございますが、今後、特に特定の業種に関して、何か対応策をとっていききたいという御説明だったかと思っております。

今の点に関して、御質問等がありますか。

どうぞ。

○野呂委員 報告者数は、全部で1,500ぐらいというお話だと思うのですが、今、御説明がありました、第8号の非鉄金属地金の報告者数は大体幾つぐらいなのでしょう。

○横尾資源エネルギー庁長官官房総合政策課戦略企画室課長補佐 少々お待ちください。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 個別の数は公表していませんので、口頭で答えます。約800弱になります。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 そうすると、このオンライン利用率を上げると、全体のオンライン利用率が非常に上がるという構造にもなっているわけですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 結果的にそうなると思います。

○野呂委員 よく分かりました。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。

この観点に関しましては、他の統計と比べても決してオンライン利用率が低いわけではないということと、これまでも十分な努力をいただいていること、さらには特定の業種でオンラインの回答率の低さが集中していることが分かっているので、そこに重点的に努力を集中していただくということで、将来の向上を図る。

そのような方向の取組は適当ということで、整理をさせていただきたいと思っております。

どうぞ。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 今ほど申し上げたのですが、年間の提出数で見えてしまいました。申し訳ありません。

1か月当たりの報告者でいうと、70弱になります。訂正させていただきます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

審査メモに書かれました論点に関しては、一応、以上で全て議論した形になります。

各々の論点に関しまして、将来的な課題、エネルギー消費の体系化といった将来的な課題等については言及がありましたけれども、少なくとも今回諮問されております石消に

関しては、全ての論点に関して部会として適当と判断させていただきましたが、最後の確認ということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 そろそろ12時なのですけれども、もし最後にまとめて何か御質問等がありましたら、受け付けますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

審査メモに基づいた審議は、これで終了ということにさせていただきます。

本日の部会において、回答の積み残しとなった案件は特にありませんでしたので、次回の部会においては、予定どおり、答申案について御議論いただければと思います。

次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会ですが、来月3月10日、火曜日、10時から、本日と同じ、こちらの新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することを予定しております。

本日の部会審議につきましては、全ての論点についての審議がひととおりなされましたので、次回の部会審議では、答申案について御審議いただくべく準備を進めたいと考えております。

答申案につきましては、本日の結果を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら、当方で作成をさせていただきます。作成した答申案につきましては、委員の皆様事前にメールでお送りしたいと考えております。

また、お気付きの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、短期間で大変恐縮ではありますが、来週の3月2日、月曜日までに、メール等適宜の方法より、事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回の部会におきましても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りします。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成の上、メールにて御照会いたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

今日の部会は、これで終了とさせていただきます。